

令和5年度外国人介護人材マッチング支援業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、初めて外国人介護人材を受け入れる施設等の不安・疑問の解消と円滑な受入れ促進のため、受入れ制度や事例紹介等の説明会の実施とマッチングの支援を目的に「外国人介護人材マッチング支援事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

令和5年度外国人介護人材マッチング支援業務

(1) 事業の趣旨・目的

国の外国人人材受入制度の拡充に伴い、日本での就労を希望する外国人介護人材は年々増加している。一方、府内の介護施設等では、介護人材の確保に課題を有しているところが多いものの、外国人の受入れに関するノウハウがないこと等により、雇用を躊躇する施設も少なくない。

このため、大阪府が実施したアンケート調査による、外国人受入れ未実施施設からの受入支援に関するニーズを踏まえ、外国人介護人材受入れに向けた制度等の理解促進と不安の解消を図り、介護分野の特定技能により府内の介護現場での就労を希望する者（以下「特定技能就労希望者」という。）及び現地大学に在籍するインターンシップ生（以下「インターンシップ生」という。）と府内介護施設等とのマッチングを支援することにより、外国人介護人材の受入促進と、介護人材不足の低減に寄与することを目的とする。

(2) 業務概要

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

12,967,000円（税込）

2 スケジュール

令和5年4月24日（月曜日）	公募開始
令和5年5月1日（月曜日）	説明会開催
令和5年5月12日（金曜日）	質問受付締切
令和5年5月29日（月曜日）	提案書類提出締切
令和5年6月中旬（予定）	選定委員会
令和5年6月下旬（予定）	契約締結
令和5年6月下旬（予定）	事業開始
令和6年3月31日（日曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（3）を除く。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 登録支援機関として支援業務を行う事業所を府の区域内に有し、公益法人、特定非営活動法人、社会福祉法人又は登録支援機関としての業務を公益目的事業として実施している一般社団・財団法人のいずれかに該当する者。共同企業体で参加する者は、1法人以上該当すること。

(4) 府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入

札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和5年4月24日（月曜日）から 令和5年5月29日（月曜日）まで

イ 配布方法

福祉人材・法人指導課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/r5matchingsien.html>) から

ダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

ウ 受付期間

令和5年5月2日（火曜日）から令和5年5月29日（月曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 提出方法

書類は必ず事前に電話連絡の上、持参してください。（郵送による提出は認めません。）

大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課人材確保グループ

住 所：〒540-0008 大阪府中央区大手前3丁目2-12 大阪府庁別館8階

電話番号：06-6944-9165

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

正本については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしてください。

但し、副本9部については個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしな
いでください。（表紙及び背表紙含む。）

ア 応募申込書（様式1：正本1部 副本9部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部 副本9部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部 副本9部）

エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式4：1部）

- ② 共同企業体協定書（写し）（様式 5 : 1 部）
 - ③ 委任状（様式 6 : 1 部）
 - ④ 使用印鑑届（様式 7 : 1 部）
 - オ 誓約書（参加資格関係）（様式 8 : 1 部）
 - カ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
 - キ ① 法人登記簿謄本（1 部）
 - ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
 - ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
 - ク 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ケ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - コ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
 - a 常用雇用労働者数が 43.5 人以上の事業主の場合
 - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 43.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書」の写し
 - ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・ 報告義務のある方のみ提出してください。
 - b 常用雇用労働者数が 43.5 人以下の事業主の場合
（「様式 9 障がい者の雇用状況について」1 部）
 - サ ひとり親家庭の親の雇用状況に関する報告書（様式 10 : 1 部）
 - シ 生活困窮者自立相談支援機関利用証明書（様式 11 : 1 部）
 - ・ 自立相談支援機関が発行しているもの
- ※コ～シは、雇用の実績がある場合のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はカラー、モノクロ（白黒）のいずれでも構いません。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「令和5年度外国人介護人材マッチング支援業務」提案書
公益社団法人〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和5年5月1日（月曜日） 午後2時から午後3時まで

※本事業への提案の参加を希望する者はできる限り説明会への出席をお願いします。

(2) 開催場所

Microsoft Teamsによりオンラインで実施します。

参加 URL は説明会を申込まれた電子メールアドレス宛てに送信します。

(3) 申込方法

・参加申込書（様式12）に必要事項を記入の上、電子メールでお申込みください。

※電子メールアドレス：jinhoug01@gbox.pref.osaka.lg.jp

・電子メールの件名は、「【説明会申込】令和5年度外国人介護人材マッチング支援業務（法人名）」と明記してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-9165）をお願いします。

（電話連絡：午前10時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除きます。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申し込みは受け付けません。

※本公募要領等資料は事前に福祉人材・法人指導課のホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/r5matchingsien.html>）から

ダウンロードの上、印刷してください。

(4) 説明会への申込期限

令和5年5月1日（月曜日） 午前10時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和5年5月2日（火曜日）から令和5年5月12日（金曜日） 午後5時まで

(2) 提出方法

ア「企画提案公募 質問書」（様式13）に必要事項を記入の上、電子メールでお申込みください。

※電子メールアドレス：jinhoug01@gbox.pref.osaka.lg.jp

イ メール「件名」と「添付ファイル名」は、「質問：令和5年度外国人介護人材マッチング支援業務（法人名）」と明記してください。

ウ 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-9165）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

オ 質問への回答は、令和5年5月17日（水曜日）までに福祉人材・法人指導課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/r5matchingsien.html>）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。なお、本事業の提案事業者が5者以上の場合は、書類審査による第1次審査を行い、書類審査結果の上位4者について、プレゼンテーション審査による第2次審査を行います。第1次審査の結果については、応募者全員に電子メールで連絡します。またプレゼンテーション審査の日時も併せて通知を行います。

ウ 第1次審査については、(2)審査基準の1～4の書類審査（合計80点）により上位4者を選定します。

エ プレゼンテーション時間は1者あたり15分間とします。プレゼンテーションでは、提案内容のアピールポイントを端的に説明してください。

オ プレゼンテーションで、スライドや映像を使用する場合、スクリーン、プロジェクターは、こちらで用意しますが、それ以外に必要な機材（パソコン等）は応募提案者で用意してください。（持ち込みによる使用は可。）なお、持ち込みのパソコンとプロジェクターの接続方法は、HDMIケーブルによる接続とします。

カ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

キ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

	審査項目	審査内容	配点	
1	事業目的及び業務内容の理解度	事業の趣旨・目的及び業務内容に関する理解や知識が十分にあるか。	10点	
2	提案内容の妥当性及び充実度	(1) 外国人介護人材受入れ説明会の実施	実施内容、実施手法、実施スケジュールが具体的に提案されているか。初めて外国人介護人材の受入れを検討している施設にとって有意義な提案内容か。	15点
		(2) 特定技能就労希望者、インターンシップ生及び受入れ希望施設に関する情報収集と情報提供	実施内容、実施手法、実施スケジュールが具体的に提案されているか。適正な手順と手段により情報収集・提供を行ない、効果が期待できる提案内容か。	15点
		(3) 特定技能就労希望者、インターンシップ生及び受入れ希望施設とのマッチング	実施内容、実施手法が具体的に提案されているか。マッチングの成果が見込まれる提案内容か。	15点
		(4) 本事業の目標達成に向けた取組み	目標達成に向けたKPI（業務ごとのプロセスと数値目標）が具体的に設定されているか。業務効果の分析・検証手法は適切か。	10点
3	府施策への協力	・常用雇用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用雇用労働者43.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。	3点	
		・ひとり親家庭の親または、生活困窮者自立相談支援機関利用者を雇用しているかどうか。	2点	
4	価格点	価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自身の提案価格	10点	
5	運営体制等全体評価	各提案内容を一体的に実施することにより、本事業の目的を効果的に達成することが可能か。 業務を遂行するための十分な体制を確保しているか。	20点	
	合 計		100点	

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を福祉人材・法人指導課ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/r5matchingsien.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書（様式 14）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供

される担保の価値は小切手金額による。

- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。
この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。